

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和3年11月22日 01時20分ごろ
発生場所	長崎県対馬市西海漁港（ <small>さいかい</small> 昼ヶ浦地区） 芋埼灯台から真方位127° 1,150m付近 （概位 北緯34° 19.3′ 東経129° 16.6′）
事故の概要	漁船 <small>まつ</small> 松丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和3年12月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 松丸、4.7トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-89364（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長の自宅前の岸壁に係留中、火災が発生し、自宅で就寝していた船長が目覚めて火災の発生に気付いた時には、既に火勢が強く初期消火できる状況ではなかった。</p> <p>本船は、船長が携帯電話で118番通報及び119番通報を行い、間もなく駆けつけた地元の消防団と消防署により消火活動が行われ、その後鎮火が確認された。</p> <p>本船は、操舵室から後方に焼損が、操舵室内の配電盤から航海計器類に延びる電気配線（以下「本件電気配線」という。）の被覆に炭化がそれぞれ認められ、主機、バッテリー及び同配電盤から同バッテリーに延びる電気配線には、焼損及び短絡痕が認められなかった。</p> <p>消防署によれば、本事故は、経年劣化した本件電気配線の被覆から出火した可能性が極めて高かったが、船長から本事故当時通電状態でなかったとの口述があり、出火原因が不明であった。</p> <p>本船は、船舶購入から約19年以上が経過しており、その間、船長が、電気配線等に異常を認めたことがなかったので、本件電気配線の点検及び掃除を行ったことがなく、また、電線の耐用年数を知らなかった。</p> <p>文献（「漁船の電気火災を防止しよう！」小型漁船の電気系統の点検・整備マニュアル、社団法人日本船舶電装協会）には、次の旨の記載がある。</p> <p>(1) 経年劣化した電線の使用は、異常発熱や短絡による発火を生</p>

	<p>じる危険がある。</p> <p>(2) 電線の耐用年数は概ね20年とされている。</p>
分析	<p>本船は、係留中、操舵室内から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、約19年以上電気配線の点検整備が行われていない中、本件電気配線が耐用年数を超えて使用されたことから、本件電気配線に異常発熱または短絡が生じて電線被覆から出火した可能性があると考えられるが、出火に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、電線の耐用年数を知らなかったことから、耐用年数を超えた状態で本件電気配線を使用し続けていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、係留中、操舵室内から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定期的に電気配線の点検を行うこと。 ・ 船長は、電線が耐用年数を超えた場合には、速やかに交換すること。